広報
# よいち
2013
（平成25年）
4
No.744

# 「余市産ぶどう・ワイン ふれあいセミナー」開催

2月23日（土）に中央公民館1階大講堂において、余市産醸造用ぶどうの魅力を再発見するとともに、ぶどうの造り手たちとそこから生まれるワインの展望と今後の可能性をテーマにした「余市産ぶどう・ワインふれあいセミナー」が開催されました。

当日は、日本ワインを愛する会理事で株式会社ベイシス代表の石井もと子さんとフード＆ワインジャーナリストの鹿取みゆきさんによる基調講演の後に、余市町で醸造用ぶどうを生産する田崎正伸氏と中井淳氏に嶋町長が加わり、パネルディスカッションが行われ、会場は満員で大盛況でした。

## 今月の注目記事

◆平成25年度町政執行の基本方針（要旨）（P2）
◆平成25年度教育行政執行方針（要旨）（P4）
◆平成25年度予算の概要（P5）
◆国民年金／国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ（P9）
◆町政懇談会における町政報告と町民の皆さんとの意見交換の概要（P10）

## 【主な目次】

健康と暮らしの情報 ……17P
募集・お知らせ ……18・19P
けんこうひろば……20P
余市町でおこったこんな話 ……21P
生涯学習だより ……22・23P

# 平成25年度 町政執行の基本方針（要旨）

町政執行にあたっての基本方針と重要な諸施策についてお知らせします。
平成25年度は、昨年度からスタートした「第4次余市町総合計画」を基本に、町民の立場に立った行政改革を進め、町民と行政の連携により「安心して暮らせる元気なまちづくり」を推進していきます。

町政執行方針を述べる
嶋　　町長

## 町政執行の基本方針

### 1．住み良く安心して暮らせるまちづくり

主人公である町民が、この町に住んで良かったと思えるような、住み良く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◇町民の暮らし、健康を守るための施策の推進
◇町民生活に密着した社会資本を整備するための施策の推進
◇豊かな自然環境を保全するための施策の推進
◇災害に備えたまちづくりを進めるための施策の推進

**◎地域福祉に関する施策**
・相互扶助精神の高揚とボランティア活動の連携強化
・要援護者情報の一元化を図り、緊急時の速やかな支援や、地域での日常的な見守り活動などへの活用

**◎児童福祉に関する施策**
・子育て支援充実のため、「次世代育成支援余市町行動計画」に基づき、保育所の効率的な運用と放課後児童クラブや児童館の運営を実施
・児童健全育成事業の充実
・児童虐待防止等のための連携強化

**◎高齢者福祉に関する施策**
・高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築
・高齢者の地域での見守り活動や福祉・介護サービスの適切な提供

**◎障がい者福祉に関する施策**
・北後志自立支援協議会や、北しりべし相談支援センターを活用した障がい者への支援
・北後志母子通園センターを拠点とした早期療育事業の充実

**◎保健に関する施策**
・成人保健対策として、「余市町健康づくり計画」に基づき、健康教室や健康相談の充実
・早期発見・早期治療に向けた各種がん検診、特定健康診査を実施
・母子保健対策として、訪問相談・指導の充実、妊婦一般健康診査料金の軽減、乳幼児健診の充実
・予防対策として、大人用肺炎球菌予防ワクチンの接種費用の助成対象年齢の拡大、高齢者と中学生以下の子ども達へのインフルエンザ予防接種費用の助成継続

**◎交通安全に関する施策**
・広報活動や街頭啓発、交通安全指導の推進

**◎消費者保護に関する施策**
・消費生活相談窓口である小樽・北しりべし消費者センターの活用を広く周知

**◎国民年金事業**
・相談業務と制度の周知活動の推進

**◎道路に関する施策**
・フゴッペトンネル、国道229号梅川地区登坂車線の早期完成の要望
・道道余市赤井川線の歩道設置など道路整備の早期完成の要望
・町道の道路排水不良箇所の排水整備の実施、及び舗装と側溝の計画的な整備
・効果的な除排雪の実施、流融雪溝の万全な維持管理
・北海道横断自動車道余市・小樽間の早期完成、黒松内・余市間の早期着手を要望
・市街地道路交通網の整備

**◎河川に関する施策**
・余市川改修工事の早期完成、自然環境に配慮したヌッチ川・フゴッペ川治水対策工事の推進を要望
・河川愛護組合等、地域の協力を得ながら、治水対策や維持保全を実施

**◎港湾・海岸保全に関する施策**
・利用者との協議による余市港湾の維持保全
・大川海岸消波堤設置工事を要望

**◎公園事業に関する施策**
・施設の維持管理及び安全対策の実施

**◎公営住宅に関する施策**
・入居者が安心して生活できるよう、適正な維持管理を実施
・沢町団地の水洗化工事を実施

**◎住宅関連に関する施策**
・耐震診断・住宅改修の奨励
・用途地域内において、新たに宅地を購入し、住宅を新築した方に対する土地購入費の助成

**◎土地区画整理事業に関する施策**
・引き続き組合に対する支援の継続及び計画どおりの事業完了
**◎環境に関する施策**
・河川の水質調査、悪臭、騒音等の各種調査測定の実施
・町の事務事業における省エネルギー化の推進
**◎一般廃棄物処理に関する施策**
・ごみ減量化と資源リサイクルの促進
・ごみ出しが困難な高齢者の対策として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を実施
**◎防災に関する施策**
・地域防災計画の見直し
・新たな防災マップの作成及び全戸配布の実施
・避難所における各種防災用備品の配置
・庁舎の防災機能を高めるため非常用電源を設置
・区会などと協働で、災害図上訓練や避難訓練を実施
・地域防災計画（原子力災害対策編）の整備、計画内容の周知

## 2．多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

産業間・産学官の連携、人的パワーの活用、教育・文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。

◇産業振興のための施策の推進
◇教育・文化・スポーツの振興を図るための施策の推進
◇まちづくりを担う人材を育成するための施策の推進

**◎農業に関する施策**
・優良品種への転換、園地整備などを推進
・栽培技術の確立と流通対策を推進
・自然と調和した農業の確立
・余市町農業再生協議会における、経営体の育成確保や耕作放棄地利用再生の推進
・農村活性化センターにおいて、地元農産物の加工品開発を支援
・市民農園の有効活用と適正な維持管理
・農作物被害の拡大防止のため、有害鳥獣駆除の継続
**◎林業に関する施策**
・森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業の継続
・野そ駆除事業の実施
・豊丘水源かん養保安林の保全と機能回復を図るため、町有林保育事業を実施
**◎漁業・水産加工業に関する施策**
・資源確保による漁業経営の安定化の推進
・磯焼け対策の推進と、トド被害対策の要請
・水産加工技術の向上と消費拡大の促進
**◎6次産業化に関する施策**
・地元農水産物の加工研究、商品開発への支援強化
・「よいち」ブランド確立に向けた取り組みを強化
・ワイン特区の指定を受けたことに伴う各種施策の展開
**◎商工業に関する施策**
・中小企業の経営基盤の安定化対策を実施
・地域に密着した商店街イベント事業への支援充実
・既存空き店舗の活用による起業支援
**◎観光に関する施策**
・マスコットキャラクターを活用した、観光資源のPR
・よいち-センターと道の駅の機能充実
・農道離着陸場のイベント会場等への利用、PRの強化
**◎労働に関する施策**
・失業者・新規学卒者の就労支援と、季節労働者の通年雇用を支援
**◎教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策**
・健やかでたくましい調和のとれた心身の育成
・教育環境支援体制の整備及び充実
・自主的、創造的な文化芸術活動に対する支援
・生涯スポーツやニュースポーツの普及と各種大会・スポーツ教室の開催
**◎未来を担う人づくりに関する施策**
・未来を担う人づくり事業の継続
・原爆パネル展の実施と「広島・長崎原爆資料展示館」見学事業の実施
**◎宇宙記念館に関する施策**
・宇宙開発や自然、地球環境などの学習の場としての機能の充実と、記念館ならではの特色ある事業の展開

## 3．町民と行政が連携して歩むまちづくり

町民の立場に立った行政改革を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

◇協働のまちづくりを進めるための施策の推進
◇財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策の推進

**◎町民と行政の連携に関する施策**
・自治基本条例の制定、ボランティア組織の紹介や相互交流の推進、地域連絡員制度の一層の充実を図り、地域住民と行政がともに課題解決していく地域づくりの推進
**◎情報の共有に関する施策**
・広報広聴機能の充実
・町民との意見交換による情報共有化の推進
・町の予算説明書の全世帯配布
**◎行財政に関する施策**
・公金クレジット収納の普及
・差押物件のインターネット公売による滞納整理
・行政改革大綱の重点目標に基づく、施策の推進
**◎職員の資質向上に関する施策**
・職員の研修機会の拡充
・北海道との人事交流を推進
**◎効果的な広域行政の推進に関する施策**
・広域交通体系の整備に向けた積極的な要請活動の推進
・「北しりべし定住自立圏」における、効率的・効果的な広域行政を推進

# 平成25年度 教育行政執行方針（要旨）

教育委員会は、7項目の重点目標を掲げ、教育行政の発展に全力で取り組みます。

学校教育では、子どもたちが健やかに成長し、自らの力で、明るい未来を切り拓いていくことができるよう、確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育む、教育活動の充実に努めます。

学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの成長を支える学校づくりに取り組みます。

社会教育では、ライフステージに応じた多様なニーズに対応する環境づくりを推進します。

また、すべての町民が生涯にわたり、学習した成果を社会に活かしながら幸せを実感できる、生涯学習社会の実現に努めます。

教育行政執行方針を述べる　武藤　教育長

## 1．自ら学び創り出す喜びを大切にする学習指導の充実

子どもたちが、変化の激しい社会において自立し、たくましく生きるためには、「生きる力」を身に付けることが必要です。そのためには、基礎的・基本的な学力をしっかりと身に付けさせ、それらを活用できる力を育成することが極めて重要です。

- 児童生徒の学力の状況を的確にとらえ、実態に応じた授業改善の取り組み
- 学校と家庭の連携による、基本的な生活習慣や学習習慣の定着に向けた取り組み
- 学習支援員を配置し、支援を要する子どもたちへの個に応じた、きめ細かな教育活動の推進
- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援体制の充実
- 外国人英語指導助手を配置し、外国語教育や国際理解教育の向上
- 情報機器活用能力の育成と情報モラル教育の充実
- 学校評議員会や学校評価制度の改善、保護者や地域住民との連携など、地域に根ざした教育活動推進
- 教職員研修への参加促進や校内研修・公開授業の充実

## 2．思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

子どもたちが、心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、基本的な生活習慣や社会性を身に付けることが必要です。

また、よりよい人間関係をつくりだすためには、倫理観や規範意識、思いやりや慈しみなど、心の豊かさを育むことが大切です。

- 自らの考えで判断し行動していく力を育てる指導の充実
- スクールカウンセラーなどの支援体制を充実し、専門的な立場からの助言・支援による不登校対策の取り組み
- いじめを許さない環境づくりと早期発見・早期対応の取り組み
- 生徒指導体制の整備と地域ぐるみによる子どもたちの健全育成の取り組み

## 3．生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、生命尊重や思いやりの心を培い、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

- 生命の尊さや安全に行動する習慣など、健康・安全教育の充実
- 非行、犯罪被害の未然防止のための指導の充実
- 交通安全に対する指導や通学路の安全確保の取り組み
- 学校施設の教育環境の改善・整備や適切な維持管理
- 安全で栄養豊かな学校給食の提供と食育の推進
- 学校図書館用図書、教材教具、学校用備品、学校ICT環境の計画的な整備
- 教育機会の均等の確保のための経済的支援の継続

## 4．社会貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、町民が生涯にわたって様々な学習を意欲的に行い、見識を広め、その成果を社会貢献に活かしていくことが必要です。

- 成人教育における知識や技術習得、学習機会の提供
- 高齢者教育における生きがいのある学習活動の提供と内容の充実

## 5．青少年の健全な育成に向けた環境づくり

人格の基礎がかたちづくられる大切な青少年期に、家庭・学校・地域社会が一体となった健全で住みよい環境づくりが重要です。

- 障がいのある子どもたちとの交流・体験活動の実施、ボランティアの養成
- 放課後での地域との連携や交流をとおした安全で安心な居場所の提供
- 読み聞かせなどによる家庭教育の大切さの再認識、子育て情報の提供や体験学習の実施

## 6．芸術文化活動の振興と文化財の活用

先人が残した貴重な文化財を活用し、伝統文化や郷土の歴史に根ざした芸術文化活動の振興を図ることが大切です。

- 利用しやすい社会教育施設の運営と、社会教育関係団体との連携、発表や鑑賞、創作機会の推進
- 図書の整備充実及び学校図書館への支援、ボランティアとの連携強化
- 郷土の歴史や文化関係資料の収集、国・道・町指定文化財の保護保存、適切な管理と効果的な活用

## 7．健康で豊かな生活を送るためのスポーツ活動の振興

人生をより豊かに心身ともに健康で充実した生活を続けるためには、生涯にわたってスポーツに親しむことが大切です。

- 子どもたちの体力向上のため、子どもたちが所属する運動競技団体との連携、環境の整備
- 関係団体との連携によるニュースポーツや軽スポーツの普及と健康づくりの推進

教育委員会は、本町の教育・芸術文化・スポーツの発展に向け、全力を尽くして取り組みますので、町民皆様のご理解とご協力を心からお願いいたします。

# 平成２５年度予算の概要

予算とは、この１年間の収入と支出の計画を定めたものです。ここでは、今年度町がどのような収入を見込み、どのようなことに支出する予定なのかを紹介していきます。

## 一般会計

予算額　７６億５，０００万円
前年比　５，５００万円増（０．７％）

グラフの見方

| 科　　目 |
|---|
| 予　算　額 |
| 構成比（対前年比） |

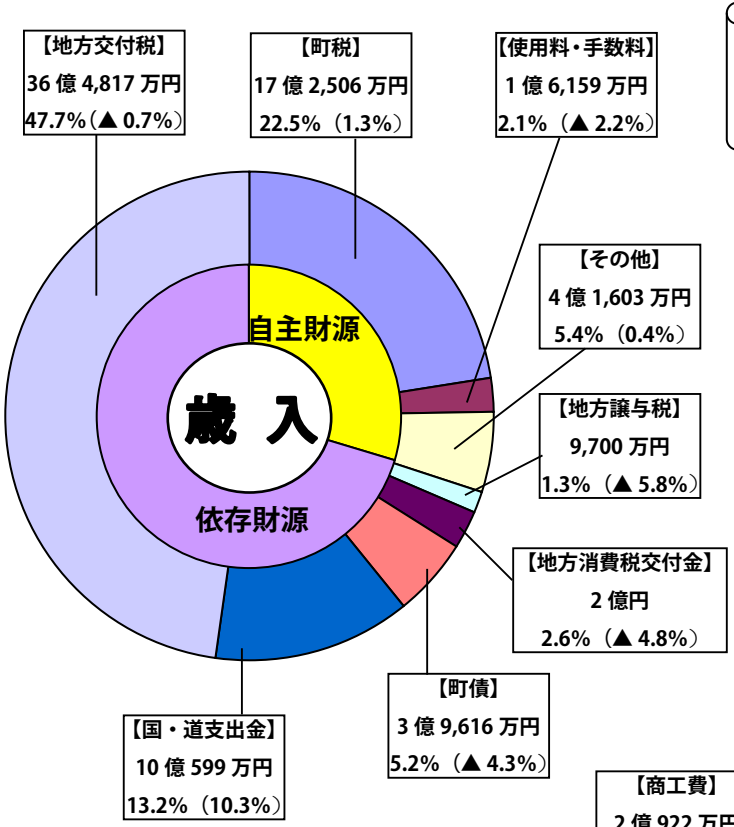


### ■歳入の状況

地方交付税については約 2,600 万円の減、町債（借金）については約 1,800 万円の減となりました。一方、町税は市町村たばこ税の増額等を見込み 2,300 万円の増、国・道支出金はロータリー除雪車購入事業や青年就農給付金事業の補助金などにより 9,400 万円の増となりました。

全体の７割以上が地方交付税や国・道支出金、町債などの依存財源に頼らざるを得ないという状況にあります。

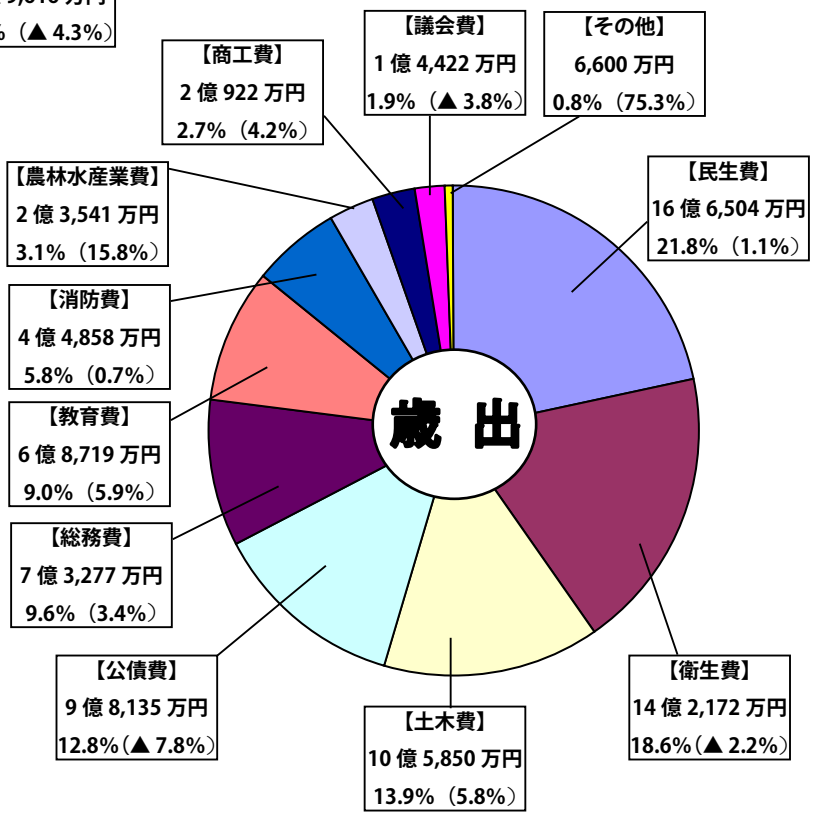


### ■歳出の状況

土木費はロータリー除雪車購入事業（3,928 万円）、豪雨対策としての朝日町と沢町の排水整備工事（4,250 万円）による増、教育費は黒川小学校のボイラー及び配管の改修工事（3,048 万円）、小中学校や図書館、総合体育館の地下重油タンクの漏洩防止のためのライニング工事（1,675 万円）などにより増額となりました。総務費は防災ハザードマップ作成や防災用備品購入など防災業務（1,546 万円）を拡充したことによる増となっております。

# 平成25年度の主な事業

※新規・拡充事業については、☆印をつけています。

## 1　住み良く安心して暮らせるまちづくり

・町民の暮らし、健康を守るための施策
・町民生活に密着した社会資本を整備するための施策
・豊かな自然環境を保全するための施策
・災害に備えたまちづくりを進めるための施策

**主人公である町民が、この町に住んで良かったと思えるような、安心して暮らせるまちづくりを進めます。**

☆防災業務として、町民の防災意識向上と迅速で的確な避難体制を整えるために、防災講演会や防災訓練を行います。また、災害時における備蓄品を購入します。……１，５４６万円

☆民間住宅の改修工事経費の一部を助成します。……１，０００万円

☆町道の除排雪や流融雪溝の管理を行います。今年度は、老朽化したロータリー除雪車を更新します。……２億５，３３３万円

☆各種予防接種を実施し、今年度からは大人用肺炎球菌予防接種の対象年齢を７０歳以上から６５歳以上に拡大します。……３，８４１万円

☆朝日町と沢町百姓沢線は豪雨時に側溝から水が溢れ出し、冠水する恐れがあるため、排水管の整備事業を行います。……４，２５０万円

○各家庭から搬出されたゴミの適正な分別や処分を行います。……１億７，９５６万円

## 2　多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

・産業振興のための施策
・教育、文化、スポーツの振興を図るための施策
・まちづくりを担う人材を育成するための施策

**産業間･産学官の連携、人的パワーの活用、教育･文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。**

☆６次産業化を推進するため、本町特産品のPRや講演会を行い気運の醸成を図ります。……１３４万円

☆金融機関への貸付を前年度より拡充し、金融機関が町内中小企業への融資を行いやすい環境を整えることにより、中小企業の資金繰りの安定化を図ります。……７，０００万円

☆経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して給付金を助成することで、余市町の農業を担う人材の育成を支援します。……２，０３５万円

☆小中学校に電子黒板を導入し、より充実した教育を行える環境を整備します。……１３３万円

○商店街活性化対策や空き店舗活用のため、店舗改修費や家賃への助成を行います。……６００万円

○宇宙記念館の運営を行います。今年は入館者100万人達成事業を行います。……２，９３１万円

○小中学校に特別支援教育支援員を配置し児童生徒の学習サポートを行います。……１，０５３万円

○余市町の歴史や文化を学ぶ施設としてフゴッペ洞窟や福原漁場などを運営します。……１０２万円

○スキージャンプ台の適切な管理運営を行うため、スロープカーや圧雪車などの修理点検を行います。……８０１万円

## 3　町民と行政が連携して歩むまちづくり

・協働のまちづくりを進めるための施策
・財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策

**町民の立場に立った行政改革を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。**

○納税者の利便性向上と負担公平化を進めるためにインターネットを利用したクレジット収納や差押物件の公売を行います。……１，６３８万円

○住民活動の推進のため、区会連合会や各区会の活道に対し支援を行います。……３６２万円

○様々な行政課題に対応できる職員を育成するために、職員研修や道との人事交流を活発に行います。……３９１万円

○町民と行政の連携・情報共有のため、広報よいちや予算説明書の発行をします。……７５１万円

**※ここでは予算の概要についてお知らせしていますが、今年も予算の内容を分かりやすく説明した予算説明書の配付を６月に予定していますので、是非ご覧ください。**

# 特別会計予算の概要

## 国民健康保険特別会計

本会計は、余市町にお住まいで他の健康保険制度に加入していない方を対象として、保険医療給付を行うことを目的に設置されている会計です。新年度予算は、前年度に比べ3,600万円（1.2%）の増額となっており、加入者の保険税のほか、国・道支出金、一般会計からの繰入金により運営を行っています。

◇歳入予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 国民健康保険税 | 5億3,503 |
| 一部負担金 | 0 |
| 使用料及び手数料 | 40 |
| 国庫支出金 | 7億7,708 |
| 療養給付費交付金 | 1億3,266 |
| 前期高齢者交付金 | 7億9,301 |
| 道支出金 | 1億8,414 |
| 共同事業交付金 | 3億6,697 |
| 繰入金 | 1億7,521 |
| 繰越金 | 100 |
| 諸収入 | 50 |
| 計 | 29億6,600 |

◇歳出予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 総務費 | 2,372 |
| 保険給付費 | 20億9,936 |
| 後期高齢者支援金等 | 3億1,420 |
| 前期高齢者納付金等 | 20 |
| 老人保健拠出金 | 2 |
| 介護納付金 | 1億4,741 |
| 共同事業拠出金 | 3億6,697 |
| 保健事業費 | 1,122 |
| 公債費 | 90 |
| 諸支出金 | 100 |
| 予備費 | 100 |
| 計 | 29億6,600 |

## 後期高齢者医療特別会計

本事業は、75歳以上（65歳以上75歳未満の一定の障害を持つ）の方の保険医療給付を行う事業であり、その運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行います。本会計は、その事業のうち加入者の保険料徴収や各種申請の受付業務を行います。新年度予算は、前年度に比べ450万円(1.5%)の減額となっています。

◇歳入予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 後期高齢者医療保険料 | 2億1,266 |
| 使用料及び手数料 | 2 |
| 繰入金 | 8,321 |
| 繰越金 | 0 |
| 諸収入 | 11 |
| 計 | 2億9,600 |

◇歳出予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 総務費 | 312 |
| 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2億9,277 |
| 諸支出金 | 10 |
| 予備費 | 1 |
| 計 | 2億9,600 |

## 介護保険特別会計

介護保険事業は、介護サービスに係る保険給付と介護予防などを目的とする地域支援事業を行っており、これらの事業費の財源は国・道・町の公費負担と3年ごとに見直される保険料により賄われています。新年度予算は、前年度に比べ5,468万円（2.4%）の増額となっています。

◇歳入予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 保険料 | 4億2,974 |
| 使用料及び手数料 | 2 |
| 国庫支出金 | 5億9,812 |
| 支払基金交付金 | 6億6,095 |
| 道支出金 | 3億4,572 |
| 財産収入 | 1 |
| 繰入金 | 3億2,316 |
| 繰越金 | 1 |
| 諸収入 | 5 |
| 計 | 23億5,778 |

◇歳出予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 総務費 | 2,968 |
| 保険給付費 | 22億6,064 |
| 地域支援事業費 | 5,647 |
| 諸支出金 | 10 |
| 基金積立金 | 1 |
| 公債費 | 988 |
| 予備費 | 100 |
| 計 | 23億5,778 |

## 公共下水道特別会計

本会計は各家庭のトイレの水洗化等によるさわやかな生活を促し、環境と水質を守り美しい自然・きれいなまちづくりを進めています。

本年度は、昨年度に引き続き未普及地域の管渠整備を進めるほか、老朽化した下水処理場の水処理施設である最初沈殿池設備の更新を行い、施設の適正な管理と水洗化の普及促進に努めていきます。

新年度予算は、前年度に比べ4,080万円（2.9%）の増となっています。

◇歳入予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 分担金及び負担金 | 1,150 |
| 使用料及び手数料 | 2億7,942 |
| 国庫支出金 | 1億6,690 |
| 繰入金 | 4億5,145 |
| 繰越金 | 1 |
| 諸収入 | 2 |
| 町債 | 5億1,710 |
| 計 | 14億2,640 |

◇歳出予算額（単位：万円）◇

| | |
|---|---|
| 総務費 | 5,633 |
| 事業費 | 4億8,869 |
| 公債費 | 8億8,132 |
| 予備費 | 6 |
| 計 | 14億2,640 |

# 平成２５年度 水道事業の主な仕事と予算のお知らせ

## ◆企業会計（水道事業）

本会計は、町民の皆さんに水道水を供給する事業であり、公営企業として事業に要する経費等の大部分は皆さんからの「水道料金収入」で賄われています。

新年度予算（総支出額）は、耐用年数を超え更新が必要となっている豊浜、豊丘浄水場の機械・電気設備の更新工事、梅川地区簡易水道施設統合整備工事などにより資本的支出が増えたため、前年度に比べ 9,606 万円（9.1%）の増額となっています。

◇**総収入**（単位：万円）

| 収益的収入 | | 資本的収入 | |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 5億9,292 | 出資金 | 1,792 |
| 営業外収益 | 4,857 | 国庫補助金 | 3,752 |
| | | 工事負担金 | 700 |
| | | 企業債 | 2億1,500 |
| 合計 | 6億4,149 | 合計 | 2億7,744 |
| | | 総収入 | 9億1,893 |

◇**総支出**（単位：万円）

| 収益的支出 | | 資本的支出 | |
|---|---|---|---|
| 営業費用 | 4億6,790 | 建設改良費 | 3億3,702 |
| 営業外費用 | 1億4,430 | 企業債償還金 | 2億　424 |
| 特別損失 | 200 | | |
| 予備費 | 10 | | |
| 合計 | 6億1,430 | 合計 | 5億4,126 |
| | | 総支出 | 11億5,556 |

※総収入と総支出の差額（約２億３千万円）は、本年度の収益的支出中、「営業費用」に現金支出が伴わないもの（減価償却費等:約２億４千万円）が含まれていることと、前年度からの繰越金等で補てんしています。
※収益的収入･支出とは､水道料金などの収入と､水道水をつくるための経費や施設の維持管理などの経費です。
※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための経費と財源です。

# 「新公会計制度」に基づく 平成２３年度 貸借対照表を公表します

町の資産や債務を適切に把握し管理するため、これまでの決算のほかに、「新公会計制度」の導入を進めてきました。

平成 23 年度の一般会計決算について、総務省のモデルを参考にした財務諸表を作成しましたので、そのうち貸借対照表の概要についてお知らせします。

貸借対照表は、町がどのような資産を保有しているのか、その資産がどのような財源で賄われているのかを表示する財務諸表です。

詳細については、その他の財務諸表を含め、今後発行予定の「平成 25 年度予算の説明書」やホームページでお知らせします。

**平成２３年度貸借対照表（平成 24 年 3 月 31 日現在）**

| 借方 | | 貸方 | |
|---|---|---|---|
| **【資産の部】** | | **【負債の部】** | |
| 1　公共資産 | 241億1,456万円 | 1　固定負債 | 101億1,026万円 |
| 2　投資等 | 8億3,455円 | 2　流動負債 | 9億9,707万円 |
| 3　流動資産 | 9億6,806万円 | **【純資産の部】** | |
| うち現金・預金 | 8億8,470万円 | 1　純資産 | 148億0,984万円 |
| | | うち国・道補助金等 | 70億9,437万円 |
| **資産合計** | **259 億 1,717 万円** | **負債・純資産合計** | **259 億 1,717 万円** |

**【資産の部】**
1 公共資産…土地、建物、道路など
2 投資等…出資、貸付、基金など
3 流動資産…現金・預金など
**【負債の部】**
1 固定負債…地方債の残高など
2 流動負債…翌年度（平成 24 年度）に支払われる償還金など
**【純資産の部】**
1 純資産…これまでに資産形成に支払われた財源

※地方債（町の借金）の残高は、約 89 億 330 万円です。
町民一人当りでは約 42 万 6000 円となります。また、町民一人当りの資産は約 123 万 9000 円となります。（人口は H23 年度 末住民基本台帳人口を用いて計算しています。）

# ○●○　国民年金のお知らせ　○●○

**★平成２５年度の国民年金保険料は、 月額 １５，０４０円です。**

平成２４年度より、６０円引き上げられました。

**★国民年金保険料の前納制度について**

保険料を１２ヵ月分、又は６ヵ月分を前納すると、下記のとおりお得になりますのでご利用ください。

| | １２ヶ月分の保険料 | ６ヶ月分の保険料 |
|---|---|---|
| 各月納付の場合 | １８０，４８０円 | ９０，２４０円 |
| 前納した場合 | １７７，２８０円 | ８９，５１０円 |
| 割　引　額 | ３，２００円 | ７３０円 |

**★ 保険料の納付場所について**

保険料は納付書により、銀行か郵便局、コンビニエンスストア（セイコーマート・セブンイレブン・ローソン・サンクス）等でお支払いできます。

**★ 平成２５年度分の学生納付特例申請について**

国民年金第１号被保険者の大学、専門学校等の学生は、本人の前年所得が１１８万円以下であれば、申請により保険料の支払いが１０年間猶予されます。なお、今年度から 20 歳になる方については、誕生日の前に日本年金機構からのご案内が送付されますので、その後に申請を行ってください。

また、平成２４年度の学生納付特例申請をまだされてない方は、平成２５年４月３０日が期限ですので、忘れずに申請してください。

学生納付特例の承認期間は４月から翌年３月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、年金事務所から４月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

**※手続きに必要なもの**　印鑑、年金手帳、学生の確認ができるもの（学生証または在学証明書）

**※申請先**　住民票登録の市区町村となります。

**◆問合せ**　民生部 町民福祉課 民生・年金グループ　☎２１－２１２０

# ◇◆国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ◆◇

## ◎ 国民健康保険証の手続きをお知らせいたします

就職や進学または定年退職などいろいろと、今までの生活に変化がある時期です。それにともなって国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合は、変更の届出をしてください。

| 国民健康保険を脱退する手続きが必要な場合 | 国民健康保険に加入する手続きが必要な場合 |
|---|---|
| 就職して新しく会社の健康保険に加入したとき | 退職して職場の健康保険を任意継続しないとき |
| 町外に転出するとき | 転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方 |
| 生活保護が開始したとき | 出生したとき（親が国民健康保険に加入している） |
| 死亡したとき | |

**《進学して町外へ転出する方へ》**

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくのですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒の余市町の国民健康保険に加入することが出来ます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

・学生証または在学証明書（合格通知は使用出来ませんので注意してください）
・印かん（スタンプ印は不可）
・国民健康保険証

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間だけです。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、保険証の有効期間は１年毎の更新となりますので、毎年４月に手続きをお願いします。

## ◎ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金からお支払いされている方へ

４月の年金より平成 25 年度分の保険税（料）が仮徴収されます。徴収される保険税（料）は２月天引き分と同額が徴収されます。（４月の年金から初めて天引きになる方は、お知らせの通知が届きます）

※今回の通知は前々年の収入を基に４月から８月までの保険税（料）を仮計算したものです。７月に改めて確定した年間の保険税（料）をお知らせいたします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した場合は、年８回での納付となります。（納付方法の変更ができるのは、口座振替だけです。納付書での納付はできませんのでご了承ください。）

| 年金天引きによる納付 | 口座振替による納付 |
|---|---|
| 年金支給月（年６回）に自動的に年金から天引きとなります。 | 各納期（７月から２月まで）に指定された金融機関より振替となります。 |

**◆問合せ**　保健課 医療給付グループ☎２１―２１２１

# 町政懇談会における町政報告と町民の皆さんとの意見交換の概要について

**余市町区会連合会と町との共催により、町内4つのブロック別に平成25年2月18日、19日、20日、21日の4日間にわたり、開催された町政懇談会では、嶋町長から「町政の課題と展望について」と題して町政報告が行われた後、参加された町民の皆さんと活発な意見交換が行われました。**

町政報告では、並行在来線の経営分離問題のその後の経過と、現在町が取り組んでいる主な課題について、嶋町長から報告がありました。概要は以下のとおりです。

**【鉄路の存続について】**

最初に、昨年度の町政懇談会でテーマの一つとなった、並行在来線の問題についてご説明します。北海道新幹線、新函館～札幌間の建設工事が認可となり、新幹線開業時にJR北海道から経営分離される、JR函館線、函館～小樽間の交通手段の確保に向けて、「北海道新幹線並行在来線対策協議会」が設置されました。構成団体は、沿線の15市町村と北海道、オブザーバーとして札幌市が参加しています。協議会設立の際、高橋北海道知事から余市町に対し意見を求められましたので、「鉄路の存続」を強く訴えました。経営分離は20年以上も先の話ですが、問題を先延ばしすることなく、鉄路存続のために精力的に協議を進めていきます。

**【防災について】**

福島第一原発の事故を踏まえて、あらたに施設から30㎞圏内のエリアにおいても原子力防災計画の策定が必要となり、余市町でも事故の際の対応や住民避難に関する計画の策定作業を進めています。また、「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」が、既に締結済みの泊村・共和町・岩内町・神恵内村を除く、後志管内16市町村・北海道・北海道電力との間で、昨年12月に締結されました。

また、原子力防災以外の防災計画についても、「余市町地域防災計画」（本編）の修正作業を進めています。修正のポイントとしては、東日本大震災で得られた教訓を基に、「住民組織との連携強化」「民間協定の拡充」「女性の視点での避難所運営」などを、防災計画の中に明確に位置付ける内容となっています。

現在北海道では日本海側の津波浸水予測について、見直し作業を行っており、公表され次第新たな「防災マップ」を作成し、全戸に配布いたします。マップについては地域の方々に説明する場を設け、有効に活用されるよう取り組みを進めます。

**【救急医療体制について】**

余市町の救急医療体制を守るために、町として別表のとおり補助をしています。今後とも、町民の命を守るため、救急医療体制の維持を図ります。

《北後志５カ町村における余市協会病院への救急搬送者数》

| | 救急搬送者数 |
|---|---|
| 平成 21 年度 | 2,639 人 |
| 平成 22 年度 | 2,326 人 |
| 平成 23 年度 | 2,886 人 |

《余市町の財政支援金額》

| | 支援金額 |
|---|---|
| 平成 22 年度 | 19,714 千円 |
| 平成 23 年度 | 18,960 千円 |
| 平成 24 年度 | 18,382 千円 |

※北後志５カ町村における救急搬送者の実績割合により算出

**【余市産品のPRについて】**

余市町が全道一の醸造用ぶどうの産地であることは、これまであまり知られてきませんでした。品質の良さと安定した生産量、ともに高い評価を受けている、余市産ワインぶどうを売り込むため、写真展やセミナーを通じて知名度アップに努めています。町民のみなさんも、ぜひ余市産ぶどうで造ったワインを味わってください。また、北大農学部前での「北大マルシェ」や札幌市内のホテルでの「余市町特産品フェア」、さらに女性農業者の取り組みである「余市マダムの贈り物」など、余市産品を売り込む動きが活発になってきています。行政としても、生産者の方々としっかり連携して、余市産品のPRを行っていきます。

**【町民と行政の協働について】**

防災も、健康づくりも、余市産品のPRも、いずれも町民と行政が力を合わせることにより、大きな実を結びます。協働のまちづくりを余市町に根付かせるためにも、その仕組みを制度化する「自治基本条例」の制定作業を進めます。

この条例は、行政だけで創るのではなく、制定作業のための町民組織を立ち上げ、町民と役場の職員が一緒になって作業を進めていきます。

町民と行政の協働により、「安心して暮らせるまち」そして「元気なまち」、余市町を創っていきましょう。

**町政報告に続いて町民の皆さんからの様々な意見、質問、要望等により、活発な意見交換が行われましたので、その概要についてお知らせします。**

Q．新幹線の札幌延伸が決まりました。開通までに22年ありますが、それまでの対応はどのように考えているのですか。在来線がなくなれば、子ども、お年寄り等の交通弱者が大変不便となるので、鉄路を守るために、われわれも応援していきたいと思います。

A．鉄路は、地域の暮らしを支えていく上での重要な交通手段です。お年寄りや子どもの利用が多く、これらの方々にとって使い勝手の良い余市駅になるように、利便性の向上などを要望していきたいと思います。

**平成23年11月8日に、JR函館～小樽間で北海道が実施した調査によれば、当日の余市駅の乗降客数は1，008人でした。また、小樽～長万部間の利用者のうち、通学での利用者は16．3％、通勤での利用者は42．7％となっています。**

Q．津波がきた場合、どこに避難すればよいのか、具体的な場所等を早く示して頂きたい。

また、災害に備えた食料等の備蓄や防災無線の整備についての考えはありますか。

A．日本海側の津波シミュレーションについては、現在北海道が策定中であり、示され次第分かりやすい防災マップを作成して、全戸に配布いたします。マップについては、区会と連携して説明会を開くなど、有効活用を図ります。

災害時の備蓄については、現在いくつかの民間会社や業界団体と協定を締結し、災害が発生した場合優先的に食糧や生活必需品、石油燃料等を提供していただくよう、仕組みをつくっています。

今後こうした「流通備蓄」に向け、民間企業との連携協定を増やしていきたいと考えています。

また、防災情報の提供については、携帯電話各社への申込み手続きによって、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる、「エリアメール」・「緊急速報メール」の配信を実施しています。

今後さらに多様な方法を検討していかなければならないと考えています。

Q．泊発電所の安全確認協定について、16市町村・北海道・北電で締結されたが、有識者の意見も聞いた上で協定書を結ぶ必要があるのではないでしょうか。

また、余市町の豊かな自然を守るためにも、原発には反対すべきではないでしょうか。

A．安全確認協定について、余市町としては4町村と同じ内容にして欲しいと言ってきました。今回の協定がベストとは思っていません。安全確認に向けては、今後とも専門家の意見を聞くなど、情報収集に努めていきます。

原発については、人間が完全にコントロールできていないこと、核廃棄物処理の問題が解決されていないことなどを踏まえ、安全性の確保を、機会あるごとに強く発言し続けていきます。

Q．余市町には「町の歌」がありますか。イベントなどの前にみんなで「町の歌」を歌ってはいかがでしょうか。

A．「町民憲章」はありますが、「町の歌」はありません。今すぐに「歌をつくる」とお約束はできませんが、歌に限らず、町民が一つになっていくための「仕掛け」は必要と思います。

Q．道路の街灯が切れている箇所があります。早い対応をお願いします。また、こうした地域の課題は、その地域に住む役場職員が早めに気付いて、担当課に伝えるような体制が必要と思います。

A．区会と役場とをつなぐ「地域連絡員制度」の充実など、役場職員としての自覚を持って地域の課題を把握するよう、職員に周知します。

Q．町長は「協働の町づくり」と言われていますが、私たちも行政と一緒に町をつくりたいと思っています。例えば、ソーラン祭り等が良い例ではないでしょうか。準備段階から行政、会議所、町民が一体となって実施しています。

協働の町づくりを展開するためには時間がかかると思います。町民の意見を取り上げる仕組み作りが大切なのではないでしょうか。

A．協働の町づくりは、一朝一夕でできることではなく、粘り強い取り組みが必要です。協働の仕組みを明確にするためにも、町民と行政の協働で、「自治基本条例」を作ることが必要です。策定の過程を大切にしながら、条例作りを進めます。

# 公の施設の指定管理者を指定しました

**◎指定管理者制度とは**

町民の皆さんが利用する「公の施設」の管理・運営に、民間企業等が持つノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に設けられた制度です。

**◎施設の名称と指定管理者**

今回指定された施設名と指定管理者（町に代わって施設の管理・運営を行う法人、団体など）は、下記のとおりです。なお、各施設の利用や申込み方法などは、施設、指定管理者又は所管課にお問い合わせください。

| 施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 | 所管課 |
|---|---|---|---|
| **黒川町営駐車場**<br>**黒川第２町営駐車場**<br>**☎22－5848** | 後志環境管理株式会社<br>☎23-7176 | 平成２５年４月１日～<br>平成２８年３月３１日 | 建設水道部建設課<br>☎21-2127 |
| **余市あゆ場公園**<br>**（パークゴルフ場等）**<br>**☎22－0008** | 株式会社　余市振興公社<br>☎22-1515 | 平成２５年４月１日～<br>平成２８年３月３１日 | 建設水道部建設課<br>☎21-2127 |
| **余市町総合体育館**<br>**☎23－5210** | 株式会社　東洋実業<br>（余市営業所　☎22-3420） | 平成２５年４月１日～<br>平成２８年３月３１日 | 教育委員会社会教育課<br>☎23-5001 |
| **余市運動公園有料公園施設**<br>**☎23－5210** | | | 建設水道部建設課<br>☎21-2127 |
| **余市町温水プール**<br>**☎23－6030** | 特定非営利活動法人<br>余市水泳協会　☎23-6030 | 平成２５年４月１日～<br>平成２８年３月３１日 | 教育委員会社会教育課<br>☎23-5001 |

# 余市町市民農園利用者募集

山田市民農園と登市民農園の２地区開設致します。

自家用野菜・花の栽培、家族そろっての生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などに市民農園を利用されますようお願いいたします。

| 開園場所 | 募集区画 | １区画当たりの面積 | １区画の料金 | 開園期間 |
|---|---|---|---|---|
| 山田市民農園（山田町 577 番地） | ６５区画 | ５０㎡（約１５．０坪） | ５，０００円 | ５月中旬から１０月末まで |
| 登市民農園（登町 1939 番地） | ４区画 | ６６㎡（約２０．０坪） | ６，６００円 | |
| | １６区画 | ６７㎡（約２０．３坪） | ６，７００円 | |
| | ３６区画 | ６８㎡（約２０．６坪） | ６，８００円 | |
| | １２区画 | ８８㎡（約２６．７坪） | ８，８００円 | |
| | ２８区画 | ８９㎡（約２７．０坪） | ８，９００円 | |
| | ※利用者サポート事業として、目で見てわかり易いように町がモデル野菜栽培園の運営を行います。<br>※開園期間中の土、日等に野菜栽培に対応可能な職員を配置します。 | | | |

※耕起・堆肥は実施済みです。

**◎申込み時期及び方法等**

平成２５年４月１日（月）から４月１２日（金）まで 電話又はFAXでお申し込み下さい。

（土日、祝日を除く）

（1）募集区画を上回る場合は、抽選とします。

（2）募集区画に満たない場合は、つぎのとおりです。

①昨年と同じ区画場所を希望する方は同じ区画を利用できます。

②１名２区画まで利用できます。

③登市民農園については、個人・団体・グループでの利用も可能です。

**◎申込み**　余市町農村活性化センター（メッセ・アップルドリーム）

☎２３―５５６８　／　FAX ２３―２１８９

経済部農林水産課

☎２１―２１２３　／　FAX ２１―２１４４

## 山田・登市民農園案内図

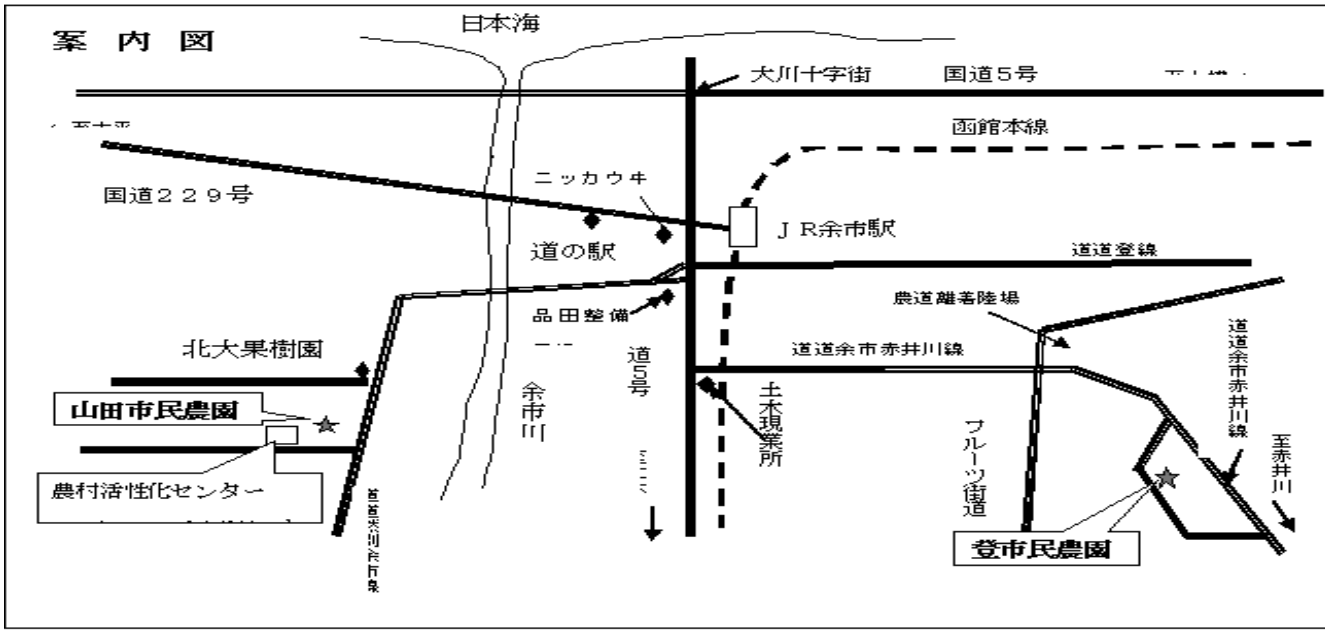

# 町営住宅の入居申込を受付します

**＜入居資格者＞**
・現在、余市町に住所又は勤務先（勤務予定でも可）のある方。
・２人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
・申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として余市町在住の方）
・余市町に納付する税金及び公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
・定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が１５万８，０００円以下の方、但し、小学校就学前の子どものいる世帯については２１万４，０００円以下とする）
・入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の２ヵ月分）
・申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。

**＜申 込 期 間＞** ４月３日（水）～４月１２日（金）　**＜入 居 決 定＞** ４月下旬

**＜募集団地概要＞**

| 団 地 名 | 建設年度 | 所 在 地 | 形式 | 戸数 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 栄団地 | 昭和 62 年度 | 栄町 254 番地 | ３ＬＤＫ | １ | |
| 共栄団地 | 昭和 58 年度 | 黒川町 17 丁目４番地１ | ３ＬＤＫ | １ | |
| 黒川団地 | 平成　３年度 | 黒川町 880 番地 | 2Ｌ ＤＫ | １ | |
| 黒川団地 | 平成　３年度 | 黒川町 880 番地 | ２ＤＫ | １ | 高齢者専用世帯 |
| 美園団地Ａ棟 | 平成　７年度 | 美園町 16 番地 | １ＬＤＫ | １ | 高齢者単身向 |
| 白樺団地（平屋建） | 昭和 50 年度 | 山田町 32 番地 | ３ＤＫ | １ | |
| 白樺団地（２階建） | 昭和 50 年度 | 山田町 32 番地 | ３ＤＫ | ３ | |
| 余市川団地 | 昭和 55 年度 | 山田町 108 番地６ | ３ＬＤＫ | １ | |
| 山田団地 | 昭和 53 年度 | 山田町 392 番地１ | ３ＤＫ | ３ | |
| 沢町団地 | 昭和 54 年度 | 沢町４丁目 50 番地 | ３ＤＫ | ３ | |
| 円山団地 | 昭和 59 年度 | 富沢町４丁目 90 番地 11 | ３ＬＤＫ | １ | |
| 中町団地 | 昭和 59 年度 | 富沢町 12 丁目 22 番地 | ３ＬＤＫ | １ | |
| 梅川団地（平屋建） | 昭和 51 年度 | 梅川町 376 番地３ | ３ＤＫ | ２ | |
| 梅川団地（平屋建） | 昭和 52 年度 | 梅川町 376 番地３ | ３ＤＫ | １ | |
| 梅川団地（２階建） | 昭和 48 年度 | 梅川町 372 番地８ | ２ＤＫ | ３ | 単身可 |
| 梅川団地（２階建） | 昭和 48 年度 | 梅川町 372 番地８ | ３ＤＫ | １ | |
| 梅川団地（２階建） | 昭和 49 年度 | 梅川町 372 番地８ | ２ＤＫ | ４ | |
| 梅川団地（２階建） | 昭和 49 年度 | 梅川町 372 番地８ | ３ＤＫ | ２ | |

※昭和４８年度梅川団地２階建（2DK・３戸）は、単身入居可能住宅で、単身の入居資格は、昭和３１年４月１日以前に生まれた方等。
※黒川団地（2DK・１戸）は、高齢者専用世帯（６０歳以上）住宅。
※美園団地Ａ棟（１LDK・１戸）は、高齢者単身向（６０歳以上）住宅。
※以上が平成２５年４月１日現在の募集住宅ですが、入居申込受付開始日までに空家が出た場合は、追加で入居者を募集することがあります。

**＜入居可能収入＞**

| 収入基準 | 家　族　数　（収入例　就労者１人の場合の年収） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ２　人 | ３　人 | ４　人 | ５　人 |
| 月額 15 万８千円以下 | 3,511,999 円以下 | 3,995,999 円以下 | 4,471,999 円以下 | 4,947,999 円以下 |

**◆問合せ**　建設課 維持グループ 公営住宅担当　☎２１－２１２８

## 確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

もう一度ご確認ください。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

**◆問合せ**　余市税務署　☎２２－２０９３

## 既存建築物の外壁タイル等の落下防止について

近年、道内の建築物において外壁タイル等が落下する事態が発生しています。建築物の所有者等は、建築物を常に適法な状態に維持するよう努める必要がありますので、外壁タイル等に浮き、ひび割れ等がないか、特に人通りの多い道路に面する部分について落下の恐れがないかを確認し、落下の恐れがある場合には、速やかに対策をとるようお願いします。

**◆問合せ** 建設課　電話２１－２１２７

# 中小企業優遇措置制度のお知らせ

町では、中小企業振興条例に基づいて中小企業者等に対して各種の助成優遇措置を行っています。

| 助成の種類 | 助成対象 | 対象施設等 | 助成の額 |
|---|---|---|---|
| 高度化事業 | 事業協同組合<br>事業協同小組合<br>協同組合連合会 | 生産、加工、販売、購買、保管、運送検査、その他組合員の事業に関する共同施設等 | 固定資産評価額の10/100以内 |
| | 企業組合<br>協業組合 | アーケード、ロードヒーティング、カラー舗装、駐車場、その他一般公衆の利便を図るための施設 | 固定資産評価額の20/100以内 |
| | 中小企業者<br>事業協同組合<br>事業協同小組合 | 小売商業店舗の共同化又は企業合同のための施設（売場面積２００㎡以上） | 固定資産評価額の10/100以内 |
| 中小企業者及び小規模企業者 | 中小企業者<br>小規模企業者 | 生産、加工、販売及びサービス業の施設で固定資産税評価額が1,000万円以上の施設を設置（既存の建物を取得し再利用する場合は機械設備等に限る）※建物は準耐火構造以上 | 固定資産税相当額の１／２以内（３年間） |
| 中小企業の組織化 | 事業協同組合等 | 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合等を組織したとき | １組織につき20万円以内と設立時の１構成員につき２千円以内の合計額 |
| 新製品開発 | 中小企業者等 | 新製品の研究開発に要した費用 | 対象額の20/100以内限度額50万円 |
| 従業員福祉施設 | 中小企業者等 | 従業員福祉施設（建物は準耐火構造以上）を設置したとき | 固定資産評価額の20/100以内 |
| 従業員の退職共済 | 小規模企業者 | 従業員に退職金を支給するため退職金共済制度に加入したとき | 年額掛金の10/100以内 |
| 資金融通の円滑化 | 中小企業者等 | 中小企業者等の育成振興、設備近代化と合理化を促進するための資金融資<br>運転資金　1,000万円以内（７年以内償還）<br>設備資金　1,000万円以内（１０年以内償還） | 借入資金の保証料相当額の全額（平成２５年度に限る特例） |

※余市町中小企業振興融資制度（資金融通の円滑化）平成２５年度改正点

**◆償還期間　運転資金　５年以内→７年以内に期間を延長**
**設備資金　７年以内→１０年以内に期間を延長**

**◆貸付利息　償還期間　１年以内の場合　２．７％以内→２．６％以内に引下げ**
**１年以上の場合　２．９％以内→２．８％以内に引下げ**
**保証料補助　全額補助（本来１／２）**

**◆問合せ**　経済部商工観光課商工労政グループ　☎２１－２１２５

# 余市宇宙記念館からのお知らせ

## 今年は４月２０日（土）オープンします！

今年の余市宇宙記念館は４月２０日（土）～１１月３０日（土）まで一般観覧開館を行います。

本年は８月頃に入館者**１００万人**を達成する節目の年になりますので、子どもたちを中心とした多くの方々に、宇宙や科学に親しんでもらう各種教室や講座の開催など、色々な事業を行って参ります。詳しくは毎月の広報でお知らせいたします。

《ウチュリン》

**◆問合せ**　余市宇宙記念館　☎２１－２２００

**★余市宇宙記念館「館内案内パンフレット」及び「ＰＲパンフレット」に掲載する広告を募集します。**

**◆申込み期間**　平成２５年４月１日（月）
平成２５年～４月１５日(月)

**◆申込み**　経済部商工観光課　☎２１－２１２５

※詳細は、余市町ホームページをご覧ください。

## 平成25年４月から 難病等の方々が障がい福祉サービス等の対象になります

平成２５年４月に施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：「障害者総合支援法」）では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等（※）の受給が可能となります。

（※）障がい者については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児については、上記のほか、障害児通所支援及び障害児入所支援。

**【対象者】**　対象疾患（１３０疾患）による障がいがある方。
※対象疾患についての詳細については、町ホームページでご確認ください。

**【申請手続】**　各種サービスの申請に当たっては、対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証）等が必要となります。また、申請後は障害程度区分の認定など所定の手続きが必要となる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

**◆問合せ**　町民福祉課 民生グループ　☎２１－２１２０

# 固定資産税にかかる閲覧・縦覧ができます

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

**★縦覧「土地・家屋価格等縦覧帳簿」**

| | |
|---|---|
| **縦覧できる人** | ・固定資産税の納税者本人または代理人<br>・納税者と同居の親族<br>・納税管理人 |
| **お持ちいただくもの** | 納税者等ご本人であることを確認できるもの（運転免許証など）<br>※代理人の場合は委任状が必要になります。 |

**★閲覧「固定資産課税台帳」**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **閲覧できる人** | ① | ・固定資産税の納税義務者または代理人<br>・納税義務者と同居の親族<br>・納税管理人 | 納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。 |
| | ② | 借地人、借家人等 | 賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。 |
| | ③ | 固定資産の処分をする権利を有する方 | 当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。 |
| **お持ちいただくもの** | ・納税義務者等ご本人であることを確認できるもの（運転免許証など）<br>※代理人の場合は委任状が必要になります。<br>・法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状<br>・上記②，③の方は、権利を有することがわかるもの(賃貸借契約書・不動産登記簿など) | | |

**◆期 間**　平成２５年４月１日（月）から５月27日（月）まで（土・日・祝日除く）

**◆時 間**　午前８時45分から午後５時15分まで

**◆場 所**　余市町役場１階　税務課 課税グループ

**◆問合せ**　税務課 課税グループ　☎２１―２１１５

# 余市町の空間放射線量の状況

町では、町内にお住まいの皆様が安心して生活していただけるよう、また本町を訪れる方々に安全性をお伝えするため、町が独自に測定した放射線量の状況を公表しています。

放射線量の測定については、平成２３年１１月７日から余市消防署の敷地内において毎日１回測定し、町のホームページにその結果を毎日公表しておりますが、月ごとの測定結果を広報よいちでも次のようなグラフにより１２月号からお知らせしています。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びていますが、１年間に2,400マイクロシーベルトが世界の平均値と言われています。

※測定値は、１時間当たりの値ですので、２４時間分と365日分を乗じると１年分になります。

（総務部企画政策課☎２１―２１４２）

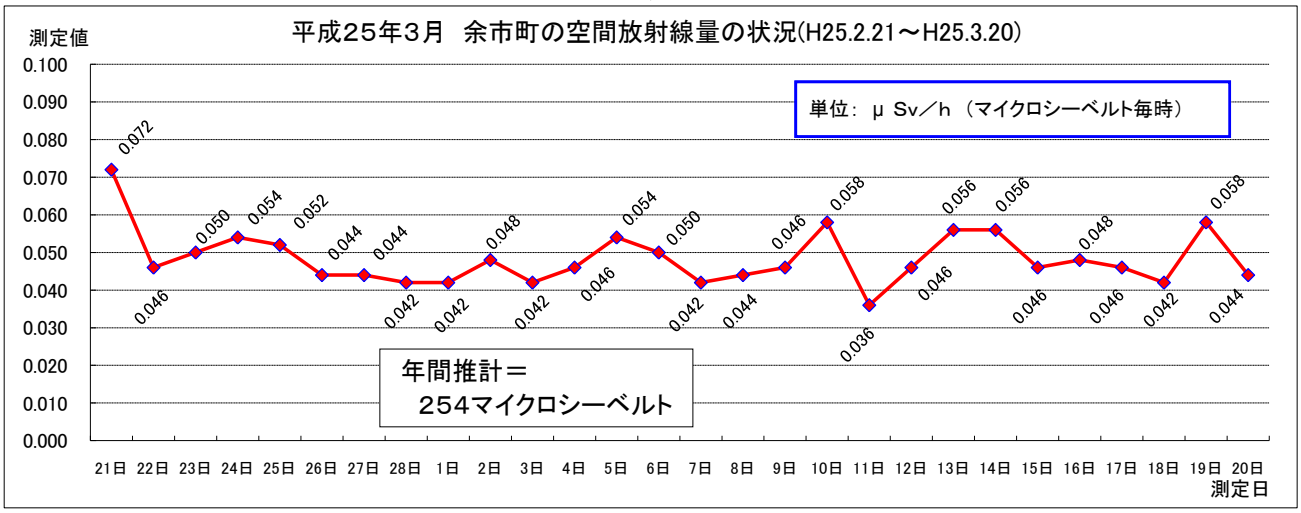


★水道課では、余市川浄水場における原水（余市川の河川水）の放射性物質濃度を測定しています。

２月１５日に採水した測定結果については、放射性セシウム（Cs－134、Cs－137）、放射性ヨウ素（Ｉ－131）のいずれも「不検出」であり、安心してお飲みいただけます。

※「不検出」とは、測定機器の検出限界以下であることを示します。　**◆余市川浄水場**　☎２３－４７３１

# 「介護予防教室」の参加者とボランティア・サポーターを募集！

「いくつになっても若々しく元気で過ごしたい・・・」と、お考えの６５歳以上の方のための介護予防教室を開催します。その参加者と、お手伝いをしてくれるボランティア・サポーターを募集します。

## ★「いきいきふれあい教室」

**◆内　容**　地域に住む高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とした教室で、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などの介護予防に向けた学習等を行い、在宅生活の継続を支援します。また、季節行事や記念に残る作品作り、バス等で買物やドライブに出かけるなど、楽しみながら活動できる内容としています。

**◆対象者**　６５歳以上の町民の方で、介護予防と閉じこもり予防を目的としたいきいきふれあい教室の趣旨を理解して参加していただける方

**◆定　員**　約４０名

**◆期　間**　平成２５年４月～平成２６年３月まで（１２カ月間）　２４回開催

**◆曜　日**　月２回（ほぼ隔週）の火曜日または水曜日（午前１１時～午後２時３０分）

**◆場　所**　主に、かるな和順（送迎あり）

**◆費　用**　１回５００円（昼食を希望される方は別途５００円）

## ★「プールウォーキング教室」

**◆内　容**　水泳協会指導のもと、プールでウォーキングをすることで、水の抵抗により筋肉に自然な負荷がかかるため、自分のペースでゆっくり歩くだけで、脂肪を燃やすだけの充分な運動ができ、筋肉も鍛えられます。

**◆対象者**　６５歳以上の町民の方で、毎週１回１時間程度のプール教室への参加が可能な方

**◆定　員**　２０名　※定員になりしだい締め切ります。

**◆期　間**　平成２５年５月～平成２５年９月まで（５カ月間）　２０回開催

**◆曜　日**　毎週土曜日（午前１０時３０分～１時間程度）

**◆場　所**　温水プール

**◆費　用**　１回１００円（入場料込）

### ☆ボランティア・サポーター募集

この教室の運営を手伝ってくださるボランティア・スタッフとしてサポーターを募集します。

**◆対象者**　おおむね６０歳までの町民の方で高齢者の心身の健康増進に理解のある方

**◆日　時**　平成２５年５月～平成２５年９月までの毎週土曜日
午前１０時～正午の２時間程度

**◆場　所**　温水プール

**◆活動内容**　参加者への見守りや歩行補助等

**◆謝　礼**　１回１，０００円

## ★「地域まるごと元気アッププログラム運動教室」

**◆内　容**　基礎体力に合った運動プログラムに楽しく参加することで、体力や筋力の向上を図ることができます。

Ａクラス：いすに座ったままできる軽い体操
Ｂクラス：体重を支え、バランスを保つための軽い運動
Ｃクラス：屋内等でのウォーキングやニュースポーツ

**◆対象者**　６５歳以上の町民の方

**◆定　員**　各クラス２０名程度

**◆期　間**　平成２５年５月～平成２６年３月まで（１１カ月間）　４４回開催

**◆曜　日**　毎週金曜日
Ａクラス：午前 10 時 30 分～ 11 時 30 分
Ｂクラス：午後１時～午後２時
Ｃクラス：午後２時 30 分～午後３時 30 分

**◆場　所**　Ａクラス：中央公民館
Ｂ・Ｃクラス：勤労青少年ホーム

**◆費　用**　１ヶ月５００円

**≪介護予防教室参加者及びボランティア・サポーター申込≫**

**◆申込方法**　電話または備え付けの申請書に記入のうえ、下記までお申し込みください。

**◆申請書設置及び申込受付**

| | |
|---|---|
| 役場（高齢者福祉課窓口） | ☎２１－２１１９ |
| 地域包括支援センター（フルーツ・シャトー内） | ☎４８－６０１５ |
| 在宅介護支援センター（かるな和順内） | ☎２２－３１１５ |

# 健康と暮らしの情報（4月号）

## 子育て情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

| 事業名 | 対象者 | 実施日 | 時間 | 会場 |
|---|---|---|---|---|
| **1歳6か月児健診** | H23年9月生まれ | 11日（木） | 受付12：00～12：20 | 福祉センター入舟分館 ☎23―4338 |
| **ママさん交流会** | おおむね3歳までのお子さんとその保護者 | 12日（金） | 10：00～12：00 | 中央公民館 ☎23―5001 |
| **10か月児健診** | H24年6月生まれ | 18日（木） | 受付12：00～12：20 | 福祉センター入舟分館 ☎23―4338 |
| **3歳児健診** | H21年11月生まれ | 19日（金） | 受付12：00～12：20 | |
| **ニコニコたまご教室（楽なお産をするために）** | 妊婦とその家族 ※申し込みが必要です | 25日（木） | 13：30～15：30 | 中央公民館 ☎23―5001 （申込先）余市町役場保健課保健指導グループ ☎21―2122 |
| **4か月児健診** | H24年12月生まれ | 26日（金） | 受付11：50～12：10 | 福祉センター入舟分館 ☎23―4338 |

## 健康づくり情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

| 事業名 | 実施日 | 時間 | 会場 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| **心の健康相談** | 4月　4日（木） | 13：30～15：30 | 倶知安保健所余市支所 ☎23－3104 | 予約が必要です。（申込先）倶知安保健所 ※相談日は都合により変更する場合があります。☎0136―23―1957 |
| **認知症の介護相談** | 15日（月） | 19：00～21：00 | 福祉センター入舟分館 ☎23―4338 | ご自由に相談下さい。 |
| **健康相談** | 23日（火） | 9：00～15：00 | 余市町役場 ☎21―2122 | 予約が必要です。 ☎21―2122 |

## 休日当番医『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

| 当番日 | 医療機関名 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 7日（日） | **中島内科** | 22―3866 |
| 14日（日） | **勤医協余市診療所** | 22―2861 |
| 21日（日） | **ながい小児科** | 23―6881 |
| 28日（日） | **小嶋内科** | 22―2245 |
| 29日（月） | **田中内科医院** | 22―6125 |

※当番医の診療時間は9時～17時までです。

**休日当番医は変更になることがありますので、確認してから受診して下さい。**

## その他の生活情報

| 事業名 | 実施日 | 時間 | 会場 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| **心配ごと相談** | 10日(水)、24日(水) | 13：00～16：00 | 福祉センター入舟分館 ☎23―4338 | （問合せ）余市町社会福祉協議会 ☎22―3156 ※法律相談については、事前申込み必要 |
| **育児・子育て相談** | 19日（金） | 13：00～16：00 | | |
| **無料法律相談（予約制）** | 9日（火） | 13：30～14：30 | | |
| | 17日（水） | 13：00～16：00 | 中央公民館 ☎23―5001 | 事前申込み必要 役場総務課 ☎21―2111 |
| | 23日（火） | 15：00～17：00 | 余市商工会議所 ☎23―2116 | 事前申込み必要 申込同左 |

注）福祉センター（富沢町5丁目）、福祉センター入舟分館（入舟町）、中央公民館（大川町4丁目）、倶知安保健所余市支所（朝日町）、余市商工会議所（黒川町3丁目）

## 無料法律相談のご案内

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。

金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

**◆開設日**　毎月第3水曜日

**◆場　所**　中央公民館2階

**◆開設時間**　午後1時～4時

**◆相談時間**　1人30分（6人まで）

**◆予約受付**　相談は、事前に予約が必要です。

**◆問合せ**　総務部総務課（☎21－2111）

# 募集・お知らせ

## 募集

### 農村活性化センターから

**次の①、②、③の申込みと開催場所は、農村活性化センター（メッセ・アップルドリーム☎23―5568・FAX23―2189）です。**

**①七宝焼サークル**

◆**日時**　4月16日(火)
午前10時～午後3時

◆**講師**　真鍋チヤ先生

**②りんごの花　押し花サークル**

◆**日時**　4月18日(木)
午前9時30分～正午

◆**講師**　村山洋子先生

**③余市町農業学校　受講者募集**

果樹の農作業体験や加工体験学習により、農業・農村に対する理解を深めていただくため、農業学校を開設します。

◆**期間**　5月～翌年3月

◆**内容**

**(1)農作業体験学習**

5月　りんごの花摘み作業体験
6月　りんごの摘果作業体験
7月　カーランツの収穫作業体験
9月　りんごの葉摘み・玉回し作業
10月　りんごの収穫作業体験
3月　果樹の剪定作業体験

**(2)農産加工体験学習**

7月　カーランツの加工作業体験

◆**募集人員**　30名

◆**参加対象者**　町内外の農業者以外の方

◆**申込み期日及び方法**
4月1日～26日までに、電話又はFAXで申込み下さい。

### 〈自衛官募集〉

・一般幹部候補生（一般、技術、歯科、薬剤）を募集します。
※細部応募資格等については、問合せください。

◆**問合せ**　自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所（小樽市稲穂2―22―4樽石ビル2F）☎0134―22―5521

### 〈余市町パークゴルフ協会　会員募集〉

余市町民であればどなたでも入会できます。

◆**活動内容**　月例大会、宿泊を伴うパークゴルフと温泉巡りの旅行、日帰りバスツアー、各種大会の紹介

◆**詳細・問合せ**　余市町パークゴルフ協会事務局（事務局長嶋田　剛☎22―4353）

### 〈余市混声合唱団 団員募集〉

歌を歌うことがお好きな方ならどなたでも、合唱経験のない方でもすぐ歌えるようになり楽しい時間を過ごすことができるようになります。

年齢に関係なく高校生以上ならどなたでも入団できます。

◆**活動内容**　毎週火曜日午後7時～9時（2時間）年に一度の発表会その他活動しています。

◆**問合せ**　余市混声合唱団事務局長　浅野　勉
☎22―3922

### 「林家文書解読ボランティア養成講座」受講生募集

平成17年10月に結成された林家文書解読ボランティアの会は、現在14名の会員により、解読に取り組んでいます。この機会に生の史料に触れてみませんか。

◆**期間**　平成25年5月～平成26年4月（毎月第1・2・3木曜日）ただし5月は、第2・3・4木曜日

◆**時間**　午前10時15分～正午

◆**会場**　余市町図書館

◆**講師**　駒木根恵蔵

◆**問合せ**　余市水産博物館　☎22―6187　余市町図書館　☎22―6141

## お知らせ

### 〈町民福祉課からのお知らせ〉

**育成医療の申請先が余市町になります**

これまで、育成医療の申請は保健所で受付けておりましたが、平成25年4月から余市町役場で受付をし、受給者証を交付することとなりました。

◆**育成医療とは**　一定の障がいにより治療が必要な児童（18歳未満）に対して、医療費の助成を行う制度です。医療機関での支払いが原則1割負担に軽減されます。

◆**適用になる障がい**　一定の障がいが対象となりますが、その病態により個別に判定されますので、治療を受ける医療機関へお問合せ願います。

町ホームページで、適用になる障がいを例示しております。

◆**申請手続**　申請にあたっては、医師の記載した診断書などが必要となりますので、詳しくはお問合せ願います。

◆**問合せ**　町民福祉課　民生グループ　☎21―2120

### 余市町総合体育館から「開館時間」変更のお知らせ

# 募集・お知らせ

平成25年4月1日より開館時間が次のとおりとなります。

**◆月～土曜日**
（祝祭日・年末年始を除く）
**午前9時～午後9時**

**◆日曜日・祝祭日**
**午前9時～午後5時**

なお、年末年始休館日及び運動公園施設に変更はありません。

詳しくは、総合体育館窓口または、電話にお問合せください。

**◆問合せ**　総合体育館
☎23―5210　指定管理者
株式会社　東洋実業

## 余市消防署からのお知らせ
### 〈地震に対する日常の備え〉

**【地震時の行動】**

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

**【地震直後の行動】**

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。出火した時は、落ち着いて消火する。

屋内で転倒、落下した家具類やガラスの破片などに注意する。窓ガラス、看板などが落ちてくることがあるので外に飛び出さない。揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

**【地震後の行動】**

沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

**★住宅用火災警報器を設置しましょう！**

住宅用火災警報器の設置が義務となっています。まだ、設置されていないご家庭は、設置するようお願いします。

**★悪質な訪問販売等にご注意！**

消防署が直接住宅用火災警報器を訪問販売したり、特定の業者に商品の斡旋をし、販売を依頼することはありません。

**◆問合せ**　余市消防署予防係
☎23―3711

## 社会福祉法人 徳風会
### よいち保育園からのお知らせ

よいち保育園では、保護者の方の就労や、地域の方の様々な事情に対応し、次の事業を実施しています。

**○延長保育事業**・月曜日～金曜日
午後6時～午後7時30分
・土曜日　午後5時～午後6時

**○一時預かり事業**　前期（4月～9月）・後期（10月～3月）各12日間

**○地域子育て支援拠点事業「ともに」**
毎週月・火・水・金曜日
午前9時～午後2時
※火曜日のみ午前9時～正午まで

他に在園児を対象とした支援事業も実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

**◆問合せ**　社会福祉法人 徳風会
よいち保育園　☎22―2401

## よいち子ども劇場からのお知らせ

よろずの劇場とんがらし「よい子の味方怪獣ママゴン」上演

**◆日時**　4月15日(月)
**◆開演**　午後6時30分
**◆場所**　中央公民館
**◆内容**　うたと語りと人形劇と子どものためのエンターテイメントショー
**◆問合せ**　よいち子ども劇場
☎22―2144（火・金午前10時～午後2時）
☎22―5788　事務局（大黒まで）

# 児童館

## 黒川児童館（入舟町☎23―4338）

**▽カードゲームの会**
4月13日(土)　午後1時30分～

**▽つどいの広場**
4月17日(水)　午前10時～

**▽おりがみの会**
4月21日(日)　午後1時30分～

## 沢町児童館（富沢町3丁目☎23―5673）

**▽つどいの広場**
4月10日(水)　午前10時～

**▽ボール遊びの会**
4月13日(土)　午後1時30分～

**▽マンカラの会（ビー玉を使った遊びです）**
4月27日(土)　午後1時30分～

**※黒川、沢町両児童館の開館時間**
4月2日～9月29日
午前9時～午後5時

### 〈母親クラブ入会について〉

あなたも母親クラブに入会して、心も体もリフレッシュしてみませんか？

サークル活動や研修会を通して会員の親睦を深め、ボランティアをしながら地域に貢献する団体です。地域の子育てに関心のある方なら、どなたでも入会できます。

**★サークル内容**　テニポン、幼児サークル、ミニバレー、クラフトの会、バトミントン、この他にも、会員同士の呼び掛けで料理教室や着付け等の活動もあります。

**◆連絡先**　沢町児童館
☎23―5673

◆問合せ　保健課保健指導グループ（☎21－2122）

## 妊婦さんお待たせしました！ ニコニコたまご教室 開催します

町では、妊婦さんとその家族を対象に、両親学級を開催しています。

初妊婦さんだけでなく、二人目以降のお母さんも大歓迎です。

初妊婦さんからは、「初めての妊娠で、不安やわからないことがあったが、今日の体験をとおして気持ちが楽になった」「リラックスの方法や呼吸法を知ることで安心できた」、二人目以降の妊婦さんからは、「経産婦だからこそ、教室に参加していろんな経験談が聞けて良かった。」などのお声をいただいています。

お父さん、おばあちゃんもぜひ一緒に参加してみませんか？上のお子様を連れて参加される方もいます。

◆**対象者**　妊婦とその家族

◆**日程**　4月25日㈭　午後1時30分～午後3時30分

◆**内容**　『楽なお産をするために』コース

助産師とともに、お産や妊娠中の過ごし方について学び、リラックス法や呼吸法など実際に体験してみましょう。

◆**会場**　中央公民館（大川町4丁目）

◆**申込み**　お電話にてお申込みください。（保健指導グループまで）

◆**持ち物**　母子健康手帳・筆記用具など

## 予防接種について

①平成25年4月1日から予防接種法が一部改正されます。

変更は次のとおりです。

●**結核の予防接種（BCG）**

対象者が「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至る間の者」に拡大され、標準的な接種期間が「生後5月に達した時から8月に達するまでの期間」に変更となります。

●**ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン**

任意予防接種から定期予防接種に変更となります。

※詳細については、対象者に個別通知します。

②平成23年度より実施している大人用肺炎球菌ワクチンの接種対象年齢が「満70歳以上」から「満65歳以上」に変更となります。肺炎球菌による感染症をワクチンで予防しましょう。

★予防接種に関するお問合せは、保健指導グループまで。

## 国保特定健診（とくていけんしん） 受診率速報！

**平成24年2月末現在の受診率は・・・16.0%**

### ★今年度もがんばります！

４月になり新たな年度が始まりました！**今年度も６月から特定健診を開始します。**５月号広報チラシをお見逃しなく！

○今年度は**町内施設で行う集団健診は６月・１２月に、バスで行く札幌健診ツアー（札幌）を９月・１０月・２月に実施します！ 自分の都合に合わせて個人で受けに行く検診は、６月から開始します。**詳しい健診日程は、４月号広報の折込チラシ（子宮頸がん検診）の裏面をご覧ください。

余市町第２期 特定健康診査等 実施計画における特定健康診査受診率目標（平成２５年度は、２７．５%）を目指して、年に一度は健診を受診し、健康確認をしましょう！

**○平成２５年度より、後期高齢者及び生活保護受給者に限り、町内指定医療機関における特定健診開始時期を「６月」から「４月」に変更します。尚、余市町国民健康保険被保険者は、従来通り、６月からとなりますので、ご了承ください。**

《詳細は役場保健課へ問合せください。》

## 余市町温水プール水泳教室生徒募集のお知らせ
### ～4月2日(火)午後1時30分オープン！～

◆**開館時間**

**平　日**　午後１時３０分～午後８時３０分

（**７月・８月の平日**　正午～午後８時３０分）

**土曜日**　午前９時～午後８時３０分

**日曜日・祝日**　午前９時～午後５時

**休館日**　毎週月曜日・祝日の翌日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日。ただし、７・８月は休みなし。）

●**成人歩く水泳の集い**　定員なし

・**対象**　成人

・**日時**　毎週木曜日　午後７時～午後８時まで

・**参加料**　無料（ただし入館料がかかります。）

・５月９日から毎週木曜日。１１月末まで。

○**学童水泳教室募集**

☆**１年生・２年生水泳教室**　定員各１５名

**１年生**：５月９日から１０月２４日まで　毎週木曜日の２４日間

**２年生**：５月１４日から１０月２９日まで　毎週火曜日の２４日間

**時間**：午後４時３０分～午後５時３０分

☆**３年生・４年生水泳教室**　定員各１０名

**３年生**：５月８日から１０月２３日まで　毎週水曜日の２４日間

**４年生**：５月１０日から１０月２５日まで　毎週金曜日の２４日間

※人数が少ない場合、水曜日にまとめて実施する予定です。

**時間**：午後６時～午後７時

**費用**：毎月３，０００円

入会希望者は、４月２９日説明会を行いますので、午後３時に温水プール２階ミーティングルームに集合ください。３時３０分まで受け付けます。

◆**問合せ・申込み**　余市町温水プール指定管理者 特定非営利活動法人 余市水泳協会（大川町９丁目３番地）☎２３－６０３０

# 余市町でおこったこんな話～その105～

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

HP

## 登川と「宝物」

現在の登川は、大川町20丁目と栄町の境界で海に注いでいますが、かつては南二線でほぼ直角に曲がった後、国道とほぼ並行に西に流れて、余市川と合流していました。このため春の雪どけ時期や台風などで水害が起きると、農地や住宅は大きな被害を受けました。昭和25年には6月の大雨で発生した洪水で甚大な被害が出たため、地元の人達が「登川改修期成会」を結成して町役場へ陳情しました。

坂本角太郎町長（当時）は期成会の陳情を受けて、大川の砂浜に排水路を設け、曲がっている登川を真っ直ぐに海につなげるべく関係機関へ働きかけました。小樽土木現業所も様々な調査を行って、昭和26年から同29年までの足かけ4年にわたる工事が開始されました。総工事費が1億円を超える大工事でしたが、河口の切替えと上流の改修が終わり、周辺の人たちは洪水の心配から解放されました。

現在の史跡大谷地貝塚周辺は、水の引かない沼が点在し、ヨシやガマが生い茂っていましたが、この工事によって発生した土砂が運ばれて広いブドウ畑に代わりました。

新しく3つの橋も出来ました。国道5号線の大浜中橋は昭和28年3月に完成した橋で、完成当初は幅が約7.5mでした。鉄道の走る橋は登川鉄橋と命名された文字通りの鉄製の橋で、南二線の旭橋は木製の橋で、幅は4mほどと狭いものでした（『大浜中区会記念誌』）。

昭和26年の工事初年度のこと、「大浜中の現場から宝物が出た」と大騒ぎになりました。このお話は『埋もれていた余市の宝物』に詳しく書かれています。「いよいよ工事が始まって、土を50センチメートル、1メートルと、どんどん掘っていきます。ところが工事の途中、地下1メートルから1.5メートル位の深さの所で突然、昔の「兜」らしいもの、鎧、錆びた刀、鍋や釜、鉄びん、茶わんなどがぞくぞくと出てきました。」

同書にある事件を伝える北海道新聞後志版には「難破船の遺留品？」「刀や古銭がぞくぞく　余市の大浜中で発掘」と大きな見出しが躍り、記事も詳細を伝えています。それによると、海岸から150mほど内陸が「遺留品」の発見現場で、砂の中からは刀1振、鎧の一部、鍋釜数個、食器、古銭が出土したとあります。

新聞の掲載写真では、笑みを浮かべた作業員さんたちの前には大小の鍋、お皿などが並んでいます。その大騒ぎの中、「宝物」は何者かに持ち去られたり、作業員さんと物々交換をして手に入れようとした人もあったそうです。

写真：切替え工事後の登川
（『埋もれていた余市の宝物』より）

その後、教育委員会からの声かけで持ち帰られた「宝物」が戻りました。新聞に掲載された写真のうち、大きな鉄製の鍋は13世紀頃に北陸から持ち込まれたものであることが、後にわかりました。内側に鍋をぶら下げるつりひもを通す耳がついていて、道内では発見例が少ないものでした。

## 大きな夢と希望を胸に！―新学期が始まりました―

新年度・新学期が始まりました。子ども達は進学・進級したそれぞれの学校で、新しい環境の中、大きな夢と希望を胸に、元気よく学校生活を楽しんでいることでしょう。

地域の宝である子ども達の安全な生活と健やかな成長は、親はもちろんですが町民全ての願いです。

地域の宝、子ども達を事故・事件から守るために、地域の方々のご協力も重要不可欠です。率先して、次のことをお願いします。

○登下校時など、子ども達に一言声がけやあいさつの言葉をお願いします。
○危険な遊びやルール違反には、見て見ぬふりをせず注意して下さい。
○地域行事には積極的に子ども達の参加を呼びかけ、子ども達と知り合う機会をつくりましょう。

地域の人の声がけ・触れ合いが、子どもたちを守る力になります。

お気軽にご相談ください。

・余市町青少年対策室　☎23－5745
・余市警察署　☎22－0110

問合せ　教育委員会社会教育課
☎23―5001

# 心身ともにリラックス　第14回講座

## ～寿大学（楽しいコーラス）・女性学級（楽しいレクリエーション）～

最近、学級生が集まると「元気かい？○○さん見えないけど、どうしたんだろうね。」等の会話を耳にします。そして、ある年齢を過ぎると、「毎日、健康で楽しく生活する」が日常の課題となってきます。このことから最近「散歩や軽スポーツ」で身体の鍛錬に精を出すことや、精神的な喜びを実感するために「歌を歌う」こと等が効果的で、活動が盛んになってきています。

寿大学の講座には２３名が参加し、生涯学習推進アドバイザーの指導のもと、声を出す基本的なことや、春の季節にふさわしい懐かしい歌を大きな声で歌い心を開放させました。

《コーラスに親しむ大学生》

また、女性学級の講座には３０名が参加し、社会教育課の職員の指導のもと、適度にからだをほぐし、楽しいゲームで仲間との交流を深めました。これらの講座を通して、各自が出来る範囲内で、心身をリラックスする工夫をし、健康で楽しい生活を心がけることの大切さを学びました。

《楽しくからだをほぐす学級生》

# 文化財施設オープン

## 4月10日（水）から開館します。

**開館時間　午前9時～午後4時30分**
**（月曜休館日）**

余市水産博物館や、フゴッペ洞窟、旧下ヨイチ運上家、旧余市福原漁場の文化施設は、冬期間の閉館中も、豪雪から施設を保護するため、職員により除雪や安全点検を行ってきました。また、今年度の開館にあたり一部模様替えをしたり、特別展や行事等の計画をしています。

今年度も皆様のお越しをお待ちしております。

《旧下ヨイチ運上家》

# 外国語って楽しいよ！！

## 「ミカリー＆ロージーの英語deおはなし会」

余市町国際交流推進協議会との共催で2月23日に実施した上記事業には、親子連れなど61名の参加がありました。

英語での絵本の読み聞かせや、歌、ゲームを楽しんだり、いろいろな国の言葉で挨拶などをしながら、国際感覚を育んでいるようでした。

熱演してくれた余市町のALT（外国語指導助手）、ミカリーとロージーも、学校の教室を離れて、幼児をはじめたくさんの町民とのなごやかな触れ合いに、笑顔が溢れていました！

《みんなで身体を動かしながら英語の歌を！》

### 寿大学　今月の学習

**4月11日(木)　開講式・自治会総会**

平成25年度の学習がこの日から始まります。町長や議長などの来賓を迎え学長である教育長が出席して開講式が行われます。開講式後には今年度の講座についての説明があり学習内容についての理解を深めます。

また、寿大学学生自治会の総会も合わせて開催され、今年度の事業計画等について審議されることになっています。出席される方は、午後1時25分までに受付を済ませるようにお願いします。（受付で入会費千円を納入ください。）

### 女性学級　今月の学習

**4月15日(月)　開講式と歴史講座**

開講式に引き続き、今年度の学習内容と日程について説明します。その後には、恒例により浅野学芸員による余市の歴史講座を開催します。

今年度も、月曜日の午後1時30分から講座を開始します。開始時間までに集合お願いします。

### ☆放課後子ども教室ボランティア募集

放課後の学校で、子ども達の安全安心な居場所を確保し、自由遊びや自主学習、読書等、子ども達と一緒に過ごしていただける「安全管理員」を募集します。

**◆実施場所**　栄小学校・登小学校

**◆実施日及び実施期間**　月曜日から金曜日の午後2～5時（夏季）、月、木、金曜日の午後2～4時（冬季）

**◆募集内容**　子どもと共に活動した経験がある方、関心がある方のご協力をお願いします。1時間あたり700円をお支払いします。

**◆申込み**　申込用紙が中央公民館にございます。詳細は教育委員会 社会教育課へ（☎23―5001）

## 北海ソーラン太鼓少年団員募集

北海ソーラン太鼓少年団は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し郷土芸能を継承することを目的に結成されました。

現在月3回の練習を重ねながら、北海ソーラン祭りや各種のイベントに参加しています。ぜひ、この機会に「北海ソーラン太鼓」を学んでみませんか。

◆**対象**　小学4年生～中学生
◆**会費**　月500円（会の運営等諸費用）
◆**練習**　月3回（第1・第3・第4水曜日）
◆**25年度事業**　・北海ソーラン祭りへの参加・余市町文化祭への参加・その他、各種イベントの参加
◆**締切り**　4月8日(月)

## 前期公民館文化教室受講申し込み受付

5月から6月にかけて行われる前期公民館文化教室は、「大人のそば打ち教室」「楽しい羊毛フェルト教室」「余市歴史ウオーキング」「楽しい写真(初級編)教室」の四つの教室が開設されます。

受講希望者の受付は4月8日(月)から22日(月)までの午前8時45分から午後5時までとなっております。申込みはいずれも中央公民館へ。（☎23―5001）

## 公民館サークル入会のご案内

公民館に登録しているサークルは広報折込チラシにあるように詩吟、茶道、短歌、俳句など33のサークルがあります。それぞれ月1回から2回ほど活動しています。入会希望の方は、中央公民館（☎23―5001）までお問合せください。サークル代表者の連絡先をお知らせしますので、直接そちらへ申し込んでいただきます。

## 寿大学・女性学級生の募集

先月号でもお知らせいたしましたが、寿大学は、4月11日(木)、女性学級は4月15日(月)の開講式に向けて、新年度の受講者を募集しております。

講座の外に、カラオケ・民謡・詩吟・手芸・コーラスなどの楽しいサークル活動もあります。

詳しくは中央公民館（☎23―5001）までお問合せください。

## 図書館のすてきな窓

☆【子ども読書週間イベント～おはなしで遊ぼう！～】
◆**日時**　4月27日(土)　①午前11時～　②午後2時～
◆**場所**　図書館2階視聴覚室
◆**内容**　パネルシアター「花さかじいさん」布えほん「いもむしくんのさんぽ」他
◆**対象**　幼児～大人まで　※入場無料です！

☆【おはなし会】4月13日(土)　①午前11時～　②午後2時～

☆【本のひろば読み聞かせの会】4月17日(水)・24日(水)　午前10時30分～

☆**開館時間**　午前10時～午後6時30分

☆**今月の休館日**　毎週月曜日、4月2日(火)・30日(火)

◆**問合せ**　図書館（☎22―6141）
http://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/

### ☀　4月の映画会　☀

| | 上映日 | 作　品　名 |
|---|---|---|
| 大人向け | 4日（木） | 『まあだだよ』邦画 134 分 |
| | 7日（日） | 『Xファイル セカンドシーズン 1-2』洋画 90 分 |
| | 11日（木） | 『十二人の怒れる男』洋画 96 分 |
| | 18日（木） | 『うなぎ』邦画 117 分 |
| | 21日（日） | 『黄泉がえり』邦画 126 分 |
| | 25日（木） | 『赤毛のアン』洋画 141 分 |
| | ※いずれも、午後2時～　2階視聴覚室 | |
| 子供向け | 6日（土） | ①『ねぎぼうずのあさたろう』25 分 |
| | 20日（土） | ②『まんが日本昔ばなし 豆つぶころころ他』50 分 |
| | ①午前 11 時～　②午後2時～ 2 階視聴覚室 | |

## 平成25年度 中央公民館 利用開始

平成25年度の公民館利用の希望がまとまり、4月からいよいよ新年度がスタートしました。

利用の1年間をまとめるにあたり、定期的に利用する中央公民館サークル、社会教育団体、余市文化協会加入団体その他公的機関や各種団体を中心に連絡調整をとりながらまとめました。

希望が重なったり、平成25年度は月曜日の祝日が多いため、希望を変更しながらご理解いただいた団体もありました。

中央公民館は、30人程度から、300人近くまで利用できる会議室や、大ホールにおいては、686人まで収容でき、余市町内では、最も大きな施設でもあります。

また、利用料金につきましても、1時間概ね250円から1，100円までの料金で借りることができます。

研修室や会議室の利用の他、1階から3階までの展示ホールも低料金で利用できます。どうぞ、お気軽に、展示等にもご利用ください。

今年度も更に「心のふれあう町民の茶の間」として皆様にご利用いただけるよう運営してまいります。

詳しくは、中央公民館までお問合せください。（☎23―5001）

《1階 生涯学習掲示板》

## ご寄附に感謝

（順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。）

**★図書館図書購入費の一部として**

・一金１２，０００円
（三吉神社例大祭出店チャリティー益金として）
余市町五番街商店会　会長　吉野　純一

## 〈保健課からのお知らせ〉

**保健課の電話番号が次のとおり変更となりました。**（市外局番　０１３５）

**☎２１―２１２１**

・医療給付グループ（国民健康保険、後期高齢者医療保険、各種医療助成などに関すること。）

**☎２１―２１２２**

・保健指導グループ（保健、栄養指導、予防接種、感染症予防、健康診査などに関すること。）
・保健指導事務グループ（献血、救急医療対策などに関すること。）

## よいちの人口

（平成 25 年２月 28 日現在）

※（　）内の数字は前月比

| | | |
|---|---|---|
| 人　口 | 20,693 人 | （-41） |
| 男　性 | 9,568 人 | （-19） |
| 女　性 | 11,125 人 | （-22） |
| 世帯数 | 10,192 世帯 | （-9） |

※平成 24 年７月に住民基本台帳法が改正され、外国人も住民基本台帳に登録されることになったため７月末から外国人を含めた数字を公表しています。

平成２２年国勢調査人口・世帯数（確定値）
人口　21,258 人　世帯数　9,051 世帯

■広報よいち４月号（№７４４）
平成 25 年４月１日発行
■発　行　余市町
〒 046-8546　余市郡余市町朝日町 26 番地
☎（0135)21-2111 ㈹　FAX(0135)21-2144
E メール　kouhou @ town.yoichi.hokkaido.jp
ホームページアドレス http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/
■編　集　総務部 企画政策課 広報広聴グループ

## 税金滞納の理由、サラ金が原因ではありませんか？

**借金問題は、法律により必ず解決できます。**

【相談の一例です】

本年２月、Ｂさんが納税相談に来ました。この方は国保税の滞納があり、その理由は、誰もがテレビコマーシャルで知っている大手サラ金会社への返済が原因でした。

しかし、すぐに過払いになっているかどうか調べましょうと勧めても、Ｂさんはなかなか応じませんでした。理由は「商売をしていて資金繰りが苦しいとき保証人も必要とせず、無担保ですぐ貸してくれた。また返済が大変だと相談すると金利を大幅に下げてくれ、ここ３年間は無利息で残りの元金だけ返済すればよいと便宜を図ってくれているので担当者を裏切るようで悪い。」と連帯感を持ってしまっていたからです。この時点で借入残高はまだ 30 万円もありました。Ｂさんを説得し、早速納税グループで調査すると逆に 50 万円も過払い（払い過ぎ）であることがわかりました。直ちに過払い請求を行い７月には 41 万円が戻ってくることになりました。このように既に過払いの状態であるにもかかわらず返済を続けさせているケースがあるのです。

【こんな質問がよくあります】

Q. なぜ過払いとなっているのに、返済を続けさせているのですか？

A. 過去に【みなし弁済】という規定があったからです。

平成 22 年６月 18 日に改正貸金業法が完全施行され、みなし弁済が撤廃されましたが、それ以前は「利息制限法で決められた利息を超えて支払った場合でも、借り手の意思で超過利息を支払った場合は有効な利息の支払いとみなす。」との規定があったため、サラ金業者は現在も借り手の意思で払っていたとの立場を取っているためです。ですから払い過ぎた利息については借り手側が「過払い金請求」（不当利得返還請求）をしなければ返還されません。

なお、実際、昨年７月に大手サラ金業者が利用者に送った、無理なくご返済をできるよう金利を見直しますという「大切なお知らせ」の文書には「お客様のお借入利率が利息制限法に規定する利率を超えている場合には、超えた部分の利息について支払義務はなく、お客様が任意に弁済するものを弊社が受領するものです。」と、とても小さな字で書かれていました。

あなたも該当するかもしれません。納税グループがしっかり支援します。

過払い請求の時効は 10 年です。悩まず今すぐご相談ください。

あなたの「税金の滞納解消」と「生活再建」のお手伝いができればと考えています。

**◆問合せ**　税務課納税グループ　☎２１－２１１６